

— 償却資産とは —

東かがわ市内において事業用資産を所有される、営利目的の株式会社、有限会社、合資会社等の法人事業者、青色申告や白色申告される個人事業者、永続的な活動のためにつくられた公益法人（財団法人・社会法人等）、農事組合法人等全ての事業者が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

●償却資産の対象となる種類別の主な資産は次のとおりです。

資産の種類		主 な 品 名
1	構築物 建物付属設備	井戸、舗装路面（コンクリート、アスファルト）、煙突、鉄塔、岸壁、フェンス、門、庭園、広告塔、独立キャノピー、野立看板、側溝、テナントが取付けた建物付属設備、簡易間仕切、自転車置場、基礎のないプレハブハウスなど
2	機械及び装置	モーター、プレス機、ボイラー、ミシン、走行クレーン、ブルドーザー、コンベアー、旋盤、ポンプ、工作機械、印刷機械、受変電設備、動力配線設備、発電機、高圧洗浄機、太陽光発電設備など
3	船舶	一般船舶、ボート、モーターボート、ヨット、漁船、釣船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	貨車、客車、トラック、車種番号0及び9の大型特殊自動車（フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ等）、台車、構内運搬具など
6	工具・器具及び備品	コピー機、パソコン、机、いす、ロッカー、エアコン、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、応接セット、貸衣装、カラオケ、レジスター、ベッド、作業用工具、測定工具、理容・美容器具、冷暖房器具など

●償却資産の対象とならないもの

- ・鉱業権、漁業権、特許権、電話加入権その他の無形減価償却資産
- ・家庭用の資産（事業用に使用されないもの）
- ・自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価格が10万円未満の事業用資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの（ただし、10万円未満の事業用資産であっても、減価償却として経理している場合には課税の対象になります。）▶いわゆる少額償却資産
- ・取得価格が20万円未満の事業用資産で、事業年度ごとに一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する方法を選択されたもの（ただし、取得価格が20万円未満の資産であっても、個別の耐用年数に基づく減価償却を選択された場合には課税の対象となります。）▶いわゆる一括償却資産

＜中小企業等の30万円未満資産の費用処理パターンと償却資産申告の要否＞

なお、中小企業者等が法人税、所得税の計算時に30万円未満の減価償却資産を費用処理する方法としては、以下のパターンがあり、処理方法により償却資産としての申告が必要であるか、ないかが異なります。このうち償却資産として申告が必要なものは①②、不要なものは③④です。

- ① 法定耐用年数による普通償却（通常の減価償却）
- ② 租税特別措置法による即時償却（30万円未満）
- ③ 3年間で均一に一括償却（20万円未満）
- ④ 少額資産の基準による一時に損金（経費）算入（10万円未満）

① 法定耐用年数による普通償却（通常の減価償却）

→ 申告必要

② 租税特別措置法による即時償却（30万円未満）

③ 3年間で均一に一括償却（20万円未満）

申告不要

即時償却
(20万円以上30万円未満)
申告必要

④ 少額資産の基準による一時に損金（経費）算入

申告不要（10万円未満）

(ただし、10万円未満の事業用資産であっても、減価償却として経理している場合には課税の対象になります。)

一括償却
(10万円以上20万円未満)
申告不要

即時償却
(10万円以上30万円未満)
申告必要

即時償却
(20万円以上30万円未満)
申告必要

●賃貸建物の内装、附帯設備の扱い

賃貸建物にテナント入居されている方が自己の費用で内装や電気・ガスなどの附帯設備を施している場合、その内装及び附帯設備についてはテナントの入居者から償却資産として申告が必要になります。

●業種別の主な償却資産

業種	償却資産
共通	舗装路面、門、塀、外構、看板、広告塔、案内板、受変電設備、簡易間仕切、パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、太陽光発電設備等
事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、タイムレコーダー、コピー、テレビ、看板、エアコン、その他
製造業 (工場・作業所)	構内舗装、門、塀、看板、(金属、食品等)製造設備、受変電設備、工場等の動力配線設備、機械の給排水設備、貯水設備、旋盤、ボール盤、金型、溶接機、梱包機、福利厚生設備、その他
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機、その他
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、その他
不動産賃貸業	舗装路面、門、塀、側溝、看板、広告塔、庭園、植え込み、受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器、その他
駐車場業	舗装路面(車止め、白線等を含む)、門、塀、受変電設備、屋外照明等の電気設備、駐車場装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車料金計算装置、レジスター、看板、その他
喫茶・飲食店	看板、ネオンサイン、厨房設備、放送設備、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、暖房設備、カラオケ機器、レジスター、自動販売機、室内装飾品、カウンター、テーブル、椅子、その他
小売業	ショーウィンドー、陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、間仕切、エアコン、レジスター、日除け、ネオンサイン、看板、その他
病院・診療所 医院・歯科医院	看板、医療機器(手術台、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔等)設備、給食用厨房設備、ベッド、エアコン、レジスター、その他
理容・美容業	看板、ネオンサイン、サインポール、理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ボイラー、ビニール包装機、看板、その他
ガソリンスタンド	看板、地下タンク、防火壁、独立キャノピー、ガソリン計量器、洗車機、その他
ホテル旅館業	駐車場設備、厨房設備、音響設備、放送設備、家具調度品、客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、その他
パチンコ店 ゲームセンター	舗装路面、看板、ネオンサイン、受変電設備、遊戯機器の動力配線設備、パチンコ器取付台(シマ工事)、パチンコ器、パチスロ器、ゲーム機、両替機、球貸機、還元機、その他
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備、その他
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、照明設備、オートテニス設備、ガット張機、駐車場設備、人工芝、その他
ゴルフ練習場	芝生、フェンス、ネット設備、駐車場設備、照明設備、集球設備、芝刈機、ボール洗浄機、レジスター、その他
農業	井戸、コンクリート畦畔、温室、ビニールハウス、屋外給排水設備、フェンス、田植機、耕運機、軽自動車税が課税されていないコンバイン・トラクター、管理機、乾燥機、もみすり機、農業用冷蔵庫、電照器具、動力運搬車、その他
漁業	漁船、GPS、巻上機、漁網、いけす、海苔用機械設備、その他

●償却資産に対する課税については、国税と取扱いが異なる部分(評価額の最低限度等)もありますので、ご注意ください。